

令和 5 年 5 月 6 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03126

研究課題名（和文）中国古代における 家族と「移動」の多角的研究 静態的家族観からの脱却をめざして

研究課題名（英文）A multifaceted study of the family and 'mobility' in ancient China: for a breakthrough in the static view of the family.

研究代表者

鈴木 直美（SUZUKI, Naomi）

明治大学・研究・知財戦略機構（駿河台）・研究推進員

研究者番号：50643962

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では出土史料（里耶秦簡や走馬楼呉簡などの簡牘）に残る住民名簿や各種帳簿・文書の復元と解読を通じ、中国古代社会における家族・世帯のあり方と、その構成員である人々の空間的、社会的移動の具体的様子を明らかにし、社会的流動性の高さを確かめた。具体的には秦から漢にかけて奉公による世帯間移動者が一定数いること、奉公人は擬制的家族として扱われること、および未成年男性が地方官で下級官吏として勤務しており、未成年者の奉公や任官が社会的身分変化の契機となっていた。また、三国呉における男女の結婚生活が長期継続しにくく、死別などによる再婚によって世帯が再編され、女性の世帯間移動がしばしば起こっていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

前近代中国において身分や職業などの社会的流動性の高さはかねてから先行研究によって指摘されていたが、古代社会における社会的流動性についての実証的研究は極めて少なかった。本研究によって古代社会における社会的流動性の高さが明らかになったことで、他の時代や地域との比較研究が可能になった。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the nature of families and households in ancient Chinese society and the spatial and social mobility of their members, confirming the high degree of social mobility in ancient society through the reconstruction and deciphering of the resident registers and various account books and documents in bamboo and wooden slips. Specifically, we found that from Qin to Han there were a certain number of people who moved between households through apprenticeship, that apprentices were treated as pseudo-family members, and that underage males served as lower-ranking officials in local government, and that the apprenticeship or appointment of minors was an occasion for social status change. In addition, it was difficult for men and women in the Three Kingdoms Wu to stay married for long periods of time, and households were often reorganized through remarriages due to bereavement or other reasons, and women often moved from one household to another.

研究分野：中国古代史

キーワード：世帯 家族 奉公（ほうこう） 結婚 移動 年齢 社会的流動性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

中国古代史研究では従来、法律・官僚・軍事・交通などの制度史についての研究蓄積が厚い。とりわけ、この四十年ほどの間、新出史料である簡牘（木簡・竹簡）の増加によって法制や地方行政の詳細を明らかにする研究が飛躍的に増加した。代表者自身もまた、法律にみる家族規範や戸籍の記録方法についての研究を行ってきたが、一方で制度・法律からみた家族規範は硬直的であるとも感じてきた。

本研究では副題に「静態的家族観からの脱却」を掲げた。そもそも家族というのは婚姻・分家・就業などのライフイベントによってその規模や構造を変える可変的集団である。ゆえに家族は必要に応じて親族ネットワークを形成したり、近隣社会との連携をはかったりという能動性と動態性を有している。そして家族は、自身に能動性があるがゆえに政策的な規制や誘導の対象であり続けた。中国古代を例にするなら、王朝の領域的拡大による郡県制施行にともない、しばしば分家・移住政策がとられてきた。そこには、政府による新領域の経営拡充の意図と、分家や移住を選択する家族の生存戦略双方の一致がみてとれる。したがって家族やその構成員の空間的、社会的移動を研究することにより、政策が個々の家族に及ぼした影響までも確かめられるはずである。しかし、残念なことに史料の制約もあり、これまでの家族研究は政治の働きかける対象としての家族、いわば客体的・静態的側面にのみ注目し、家族に内在する能動性を無視してきた。これが副題に掲げた「静態的家族観」であり、この現状から抜け出すべきと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は中国古代における家族について、「移動」からアプローチすることで、その家族戦略と「移動」をうながす政治的・社会的背景を解明することである。「移動」とは家族の政策的・自発的移住、および結婚や分家などによる家族間の成員移動、任官や異動による職業的、社会的な身分上昇など空間的かつ社会的移動を指している。

3. 研究の方法

(1) 実見調査にもとづく名簿簡牘および関連史料の集成と復元

本研究では基礎研究として、里耶秦簡などの簡牘史料から名簿類の集成・復元を行うが、その根拠をえるために簡牘の実見調査を実施することを大きな特色とする。その理由は、中国の簡牘は写真と釈文のみが公表され、文字以外の情報（サイズ・材質・文字のない背面や側面の状態・紐の痕跡）は報告されないが、本来こうした情報はバラバラの状態出土する簡牘を、まとまりのある史料として復元する重要な手がかりだからである。調査の知見を名簿類の集成・復元材料とすることで抽出するデータの精度を上げることが可能になると判断した。具体的には湖南省文物研究所と里耶秦簡博物館で里耶秦簡、長沙簡牘博物館で走馬楼吳簡、甘肅省文物考古研究所で居延漢簡・肩水金關漢簡・臨沢晋簡の調査を実施した。調査にあたってはこれまで実見調査経験が豊富で簡牘学についての研究実績のある研究協力者に協力・助言を仰ぐとともに、簡牘所蔵機関の研究者と意見を交換し知見を深めた。

(2) 里耶秦簡の地名・人名・官職名索引作成

本研究での空間的、社会的移動を概観するにあたり、主要史料のひとつである里耶秦簡にみえる地名を集成し、秦代遷陵県の人々が空間的移動したり、認識したりする空間的広がりをわかりやすくした。また、同簡にみえる人名・官職名を全て洗い出して索引化することで、同一人物を特定し、彼らがどのような官歴をたどるか、そのライフヒストリーを追えるように配慮した。

(3) ライフイベントとその当事者の属性変化の研究

上記(1)(2)を基礎研究とし、結婚・移住・奉公・任官などライフイベントの当事者について、その性別・年齢・身分の傾向を分析した。合わせて伝世文献と簡牘にある公文書や裁判記録を併用することで、移動を促す政策や社会的背景を考察した。

4. 研究成果

(1) 基礎研究の第一歩として里耶秦簡第5・6・8層出土簡について『地名索引』・『官職名索引』・『人名索引』を電子書籍として出版し、地名・官職名・人名の検索を便利にした。電子書籍にしたことで広く利用されることを意図しただけでなく、その特性を生かし関連する語句にリンクを張り、情報の相互参照を可能にした。これまでの研究においても秦代遷陵県に卒として動員されてくる人々が遷陵県のある洞庭郡ではなく巴郡の巫県や胸忍県、南郡城父県など他郡からやって来ることが指摘されてきた。これを政治的な動員の範囲でなく、個人の経験として読み替えるなら成年となった男性がその日常生活圏を離れ、卒として軍隊という働く場を与えられ、数百キロも離れた辺境ともいべき地域で集団生活を送るというそれまでの人生とは全く異なる経験をすることという意味する。彼らは退役後、その経験を出身地に持ち帰り、出身地には遷陵県という未知の世界の情報が蓄積されるはずである。こうした個人の経歴・経験を追跡しやすくするという点で索引3種の編集と出版は有力なツールとなった。

(2) 2018年、2019年の2度にわたり、湖南省文物考古研究所と里耶秦簡博物館においてこれまで不鮮明な写真しか公表されていなかった里耶秦簡 K11 出土簡(戸籍様簡)24点、および関連する里耶秦簡を実見した。ただ、この史料は所蔵先である湖南省文物考古研究所によって再度あらたな写真と釈文を公表する予定であることから公表まで調査結果の論文化を控えることを約束している。差し支えない範囲で成果を述べるなら、簡の背面・側面を含む観察によって、これまでわからなかった同簡の編綴状況への手掛かりをつかんだ。また、罫線の間隔や書きぶりを計測、比較することで名簿作成前の簡牘と書式の準備手順が明らかになった。さらにこれまでも住民名簿には「母室」(宅地の受給待機)や「伍長」(伍制の班長)といった別筆が加えられていることがわかっていたが、それ以外にも別筆を認めることができた。こうした知見を重ねてみると、住民調査のあとにその情報が更新されていること、課税や徴発を目的とした名簿造りのデータソースのひとつとして K11 出土簡が活用された可能性など、同簡の基本的な性格を考える貴重な情報をえることができた。

(3) 秦における空間的、社会的「移動」の実態解明のために、岳麓書院蔵秦簡「為獄当状」識劫ベン案」や里耶秦簡に見える「隸」という身分に着目した。「隸」についてはこれまでも隸屬身分として主人の戸籍に登録される奴隸とは異なり、その身分は一般人であることが指摘されてきた。本研究の知見としては、彼らが日本で言うところの奉公人として他人の家で住み込みで働いていること、住み込みは未成年の頃からはじまること、時に「隸」の主人が親代わりのように結婚の世話などをすることを詳らかにし、当時の未成年者が必ずしも自身の生家でのみ養育され成長するのではなく、一定程度他人の世帯で働きながら成人することを明らかにした。

こうした奉公人は個人の世帯間移動によって生じるものであるが、官署においても働く未成年を見出すことができる。里耶秦簡には啓陵郷で勤務する「小史」という官職がみえ、未成年で一定の識字資格を有しているようであった。のちの時代では丞相まで昇進した翟方進が12、3歳で太守府の小史として採用されており、少なくとも秦から漢にかけて識字力のある未成年が官署の下役としてそのキャリアをスタートさせることがみてとれる。このように個人の世帯であれ、官署であれ、中国古代社会において未成年が生家以外に働く場を得ていたこと、彼らが自身の働く場をひとつのステップとして結婚や昇進など新たなライフステージへと進んでいることが判明した。

(4) 空間的、社会的移動を引き起こすきっかけとなりうる国家による徴発・動員に着目し、男女による徴発・動員のされ方の違いを明らかにし、そこから生じる移動範囲の違いについて考察した。この研究の成果としては少なくとも秦から漢にかけて男性は兵役・労役の徴発対象としてつねに登録され、徴発対象となっていた。一方、女性は徴発・動員対象として抽出可能な住民登録がされていたが、守城や輸送などで男性労働力の不足した際に補完的な役割しか担っていなかった。その背景には無論労働力の需要の問題もあったが、男性を国事に、女性を家事に振り分ける国家による男女分業規範の振興があった。これを移動の問題に読み替えれば、兵役に徴発されることで遠距離の移動と辺境など異なる社会を経験する可能性の高い男性と、臨時的な動員によって自身の居住地から比較的近い場所で役務を経験する女性という傾向を見て取るこ

ができる。

(5) 走馬楼呉簡に残る5種の住民名簿を集成、整理し、住民名簿の作成時期や目的を詳らかにしたうえで三国呉の長沙における結婚による女性の世帯間移動とその年齢についての研究を行った。本研究の成果としてはこの時期の長沙の女性は10代半ばで結婚し始め、20代までの間に極めて高い割合で結婚を経験しており、女性の有配偶率は各年代において高く推移する。また、夫婦の年齢差からみて30代以降夫婦の年齢差が開きくことからみて女性が自分よりかなり年長の男性と再婚する傾向がみてとれる。夫と死別後の女性は婚家にとどまったり、息子によって扶養されたり、実家にもどるなどその行動は多様である。このことからみて、死別などの理由によりかなりの割合で男女とも再婚を経験するのであり、女性は複数回の結婚により世帯を移動することが明かである。無論、女性が再婚しないこと、息子が母親を手厚く扶養することへの社会的な称賛の存在は看過できないが、それ以上に結婚による家族の再編と女性の世帯間移動という家族構成員それぞれのモビリティの高さが浮き彫りになったといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 青木俊介	4. 巻 なし
2. 論文標題 關於里耶秦簡公文書中的“某主”以嶽麓秦簡《興律》的規定為綫索	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 里耶秦簡研究論文選集	6. 最初と最後の頁 457-475
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鷺尾祐子	4. 巻 0
2. 論文標題 徭役を負擔する戸の集計 走馬樓吳簡家族名簿の「定領役民」と「定應役民」は同じか異なるか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note26(Washio).html	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鷺尾祐子	4. 巻 0
2. 論文標題 中国古代的戸籍與家庭	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 小濱正子、下倉涉、佐佐木愛、高嶋航、江上幸子編《被埋沒の足跡--中國性別史研究入門》	6. 最初と最後の頁 pp.383-400
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木俊介	4. 巻 0
2. 論文標題 里耶秦簡8-2163+8-671+8-721の年代と県尉の守官任職者について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note27(Aoki).html	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木俊介	4. 巻 0
2. 論文標題 仮書に関する覚書き	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 「中国古代簡牘の横断領域的研究」ホームページ http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note37(Aoki).html	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鷺尾祐子	4. 巻 29
2. 論文標題 家と女性の国制史	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 女性史学	6. 最初と最後の頁 47～59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鷺尾祐子	4. 巻 1
2. 論文標題 走馬楼呉簡吏民簿の編製時期について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 伊藤敏雄・関尾史郎編『後漢・魏晉簡牘の世界』	6. 最初と最後の頁 69～97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木俊介	4. 巻 2
2. 論文標題 里耶秦簡の公文書における「某主」について—岳麓秦簡・興律の規定を手がかりに—	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 高村武幸・廣瀬薫雄・渡邊英幸編『周縁領域からみた秦漢帝国』	6. 最初と最後の頁 29-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木俊介	4. 巻 第78巻第4号
2. 論文標題 秦代における縣の守官任職者について－遷陵縣の官吏移動状況から－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東洋史研究	6. 最初と最後の頁 73-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木直美	4. 巻 2
2. 論文標題 前漢後期から魏晋にいたる随葬衣物疏簡の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 高村武幸・廣瀬薫雄・渡邊英幸編『周縁領域からみた秦漢帝国』	6. 最初と最後の頁 69-90
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木直美	4. 巻 23
2. 論文標題 秦代遷陵県における漆の調達と利用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 明大アジア史論集	6. 最初と最後の頁 43-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木直美	4. 巻 21
2. 論文標題 秦簡にみえる働く少年・少女 世帯内部の多様性と社会的流動性理解への一助として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 2-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鷲尾祐子
2. 発表標題 女性と公事
3. 学会等名 AA研共同利用・共同研究課題 秦代地方県庁の日常に肉薄する 中国古代簡牘の横断領域的研究(4)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鷲尾祐子
2. 発表標題 書評：多田麻希子『秦漢時代の家族と国家』
3. 学会等名 AA研共同利用・共同研究課題 秦代地方県庁の日常に肉薄する 中国古代簡牘の横断領域的研究(4)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 鈴木直美
2. 発表標題 里耶秦簡にみる物品生産と調達 漆の利用に着目して
3. 学会等名 AA研共同利用・共同研究課題 簡牘学から日本東洋学の復活の道を探る 中国古代簡牘の横断領域的研究(3)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 青木俊介・石原遼平・陶安あんど・鈴木直美・角谷常子・目黒杏子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所	5. 総ページ数 353
3. 書名 『里耶秦簡(壹)索引稿』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	鷺尾 祐子 (WA Yuko) (60642345)	立命館大学・文学部・非常勤講師 (34315)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	飯田 祥子 (IIDA Sachiko)		
研究協力者	角谷 常子 (SUMIYA Tsuneko)		
連携研究者	青木 俊介 (AOKI Shunsuke) (80600395)	東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・研究員 (12603)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関